

令和7年度就学援助制度のお知らせ

町では、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に、学用品費や修学旅行費等の一部を援助しています。

●援助対象者

軽井沢町に住所を有し、軽井沢町立または国・都道府県立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困難であり、次の理由のいずれかに該当する方

- (1)生活保護が停止、または廃止となった
- (2)住民税が課税されていない（非課税世帯）
- (3)住民税・個人の事業税・固定資産税のいずれかの減免を受けている
- (4)国民年金掛金・国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている
- (5)児童扶養手当の支給を受けている
- (6)生活福祉資金貸与を受けている
- (7)保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者である
- (8)保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる
- (9)PTA会費・学級費等の学校納付金の減免が行われている

●手続き方法

就学援助を希望する方は、通学している小中学校を通じて申請してください。申請者の世帯の収入等の調査を行い援助の可否を認定しますが、申請条件を満たしていない場合や申請内容に虚偽が判明した場合は認定となりません。

●受付締切 5月12日(月)まで

※締切日以降も追加の申請を随時受け付けています。（申請月からの月割の金額を援助します）

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】子ども教育課 学校教育係 ☎45・8672

こころらぼ

こころの相談セッション



スクールサポーター
(臨床心理士・公認心理師)
小林 真理

心にかかわる専門家

新年度が始まりました。新しい環境や対人関係になることで、慣れずに戸惑うことや新しいことばかりで目まぐるしく時間が過ぎてしまうこともあるかもしれません。

さて、新生活を送る上で、「なんとかしたいけど、どうしたらいいかわからない」といった出来事にぶつかることがあります。それが仕事や学業なのか、生活なのか、身体や心に関わることなのか、出来事の原因は様々です。そこで今回は、生活・身体・心の困りごとに焦点をあて、社会福祉士・保健師・心理師の3つの専門職について記していきたいと思います。

まずは、「社会福祉士」です。社会福祉士はソーシャルワーカー（SW）と呼ばれ、生活の困難に対し、個人や家族と地域や社会をつなげてサポートし解決案を提案してくれる（これをソーシャルワ

クと言います）専門職です。福祉サービスを利用する方々が、自立した生活を送れるようにサポートをしてくれます。

スクールソーシャルワーカー（SSW）といって、公立学校（小中高）に派遣され、学校に通っている児童生徒と家庭の生活をサポートしてくれる役割の専門職もいます。在籍する学校に問い合わせることで、SSWへ相談することが出来ます。

次に保健師です。保健師は、「ゆりかごから墓場まで」と言われるように生涯を通じて、身体・健康のこと、精神や発達の困難さを抱える方々に対し、個人や家族と医療・福祉・保健をつなげて、その人たちがらしく生活していけるよう相談支援などのサポートをする専門職です。例えば高校を卒業するタイミングを見据え、「自分で生活していく力」をつけるために、保健師に相談してみるのも、成長にそった課題に向き合うための大事なプロセスと言えるでしょう。保健福祉課に問い合わせることで、相談することが出来ます。

最後に公認心理師と臨床心理士です。いずれも心に関わる困難を抱える個人やその家族・関係者に対し、相談支援や助言・各種検査の実施などを行います。

どを行い、その人たちがしく過ごしていけるようにサポートをする専門職です。公認心理師は2015年にできた国家資格で、臨床心理士は1988年にできた「日本臨床心理士資格認定協会」による民間資格です。軽井沢にはスクールサポーター（SS）という名称で、公認心理師・臨床心理士が複数名いて、乳幼児健診、幼稚園・保育園、小中学校などでサポートをしています（令和5年度の相談件数は426件。在籍する機関や教育委員会に問い合わせることで、SSへ相談することが出来ます。

いずれの資格においても、高度な専門性をもち、それぞれが多職種と連携しながら、相談される方やその家族の生活・心・自立をサポートしています。自分だけ（家族だけ）で抱え込んでしまうのではなく、相談先があるということを知っていると新生活の備えが出来ますね。

過去の「こころらぼ」は町ホームページからご覧になれます。

